

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年12月3日（火） 8：58～9：09

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○国会提出案件 12件

○公布（法律） 5件

○政令 2件

○人事 3件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、NHKの「平成30年度収支決算及び業務報告書」を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「デンマーク国」、「ドイツ国」、「スウェーデン国」及び「ミャンマー国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、11日及び12日、信任状捧呈の予定であります。次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「オーストリア国」及び「コソボ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書12件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「港湾法の一部改正法」外4件が、2日までの参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正法の一部の施行期日を定める政令」は、同改正法のうち、課徴金を期限までに納付しない場合の延滞金の割合の見直し等に関する規定の施行期日を令和2年1月1日と定めるものであり、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、その延滞金の割合等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、国際連合日本政府代表部在勤大使別所浩郎外2名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務副大臣若宮健嗣外1名に、第27回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、眞野新外157名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○高市国務大臣：日本放送協会の平成30年度の財務諸表及び業務報告書につきましては、40億円の黒字を見込んでいた同年度予算に対し、147億円の増収、83億円の支出削減の結果、271億円の事業収支差金を計上しております。この業務報告書について、総務大臣といたしましては、受信料徴収の徹底等に努めた結果、おおむね所期の成果を収めたものと認める一方、繰越金の現状や事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていること等を踏まえ、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しとともに不断に検討を行うことや、放送を巡る社会環境の大きな変化が想定される中、日本放送協会の在り方について、業務・受信料・ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き行うことを求めています。また、インターネット活用業務の実施に当たっては、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、適正な規模の下、節度をもって事業を運

営するとともに、子会社全体の在り方について、早急に結論を得て、その取組を着
実かつ徹底的に進めることを求めるとする意見を付しております。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令 和 元 年 〕
12 月 3 日 (火)

◎ 一 般 案 件

- | | | |
|------------|---|---|
| 資 料
あ り | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 1. 日本放送協会平成30年度財産目録，貸借対照表，損益計算書，資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書を国会に提出すること 1. 日本放送協会平成30年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書を国会に送付すること |
| | | (総 務 省) |
| 資 料
な し | ☆ | デンマーク国特命全権大使ピーター・タクソーイ
エンセン外3名の接受について (決定)(外務省) |
| 〃 | ☆ | オーストリア国及びコソボ国駐劄特命全権大使水谷章に交付すべき信任状及び前任特命全権大使小井沼紀芳の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (同上) |

◎ 国 会 提 出 案 件

- | | | |
|------------|---|--|
| 資 料
あ り | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 1. 参議院議員熊谷裕人 (立憲・国民・新緑風会・社民) 提出国務大臣のやじに関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房) 1. 衆議院議員阿部知子 (立国社) 提出カジノ管理委員会の人件に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣府本府) 1. 衆議院議員阿部知子 (立国社) 提出5人のカジノ管理委員会の候補の見直しに関する質問に対する答弁書について (決定) (同上) 1. 衆議院議員初鹿明博 (立国社) 提出内閣府消費者委員会の公益通報者保護法の規律の在り方等についての答申と法改正に関する質問に対する答弁書について (決定) (消費者庁) |
|------------|---|--|

1. 衆議院議員関健一郎（立国社）提出消防法の遵守に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているNHK訪問員に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員前原誠司（立国社）提出軽減税率制度の廃止等に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 衆議院議員前原誠司（立国社）提出個人所得課税の見直しに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員前原誠司（立国社）提出災害損失控除の創設等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員井出庸生（無）提出ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員山添拓（共産）提出羽田空港の新飛行ルートに関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）
1. 参議院議員ながえ孝子（碧水）提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）

◎公布（法律）

1. 港湾法の一部を改正する法律（決定）
1. 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 母子保健法の一部を改正する法律（決定）
1. 地域再生法の一部を改正する法律（決定）

資料
な し

☆

1. 構造改革特別区域法の一部を改正する法律
(決定)

◎政 令

- 資料あり
資あり
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (公正取引委員会)
 - 〃 ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定) (同上)

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 特命全権大使別所浩郎外2名を願に依り免ずることについて(決定)
 - 〃 ○外務副大臣若宮健嗣外1名に第27回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表を命ずることについて(決定)
 - 〃 ☆元大蔵事務官眞野 新外157名の叙位又は叙勲について(決定)

[○署名あり ☆署名なし]